

## 『所定疾患施設療養費』算定状況の公表

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

## ●所定疾患施設療養費について

○所定疾患施設療養費（Ⅰ）は、1月に1回、連続する7日を限度とする。

○所定疾患施設療養費（Ⅱ）は、1月に1回、連続する10日を限度とする。

（入所者の要件）

イ 肺炎の者    ロ 尿路感染症の者    ハ 带状疱疹の者    ニ 蜂窩織炎の者

（算定要件等）

- ・上記要件で治療を必要とする者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合（肺炎または尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る）に算定する。
- ・算定する場合にあっては、診断、（Ⅱ）にあっては診断にいたった根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。
- ・所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置の実施状況を公表していること。
- ・（Ⅱ）にあっては、当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。
- ・緊急時施設療養費を算定した日は、所定疾患施設療養費は算定しない。
- ・（Ⅰ）・（Ⅱ）のいずれか一方のみ算定する。

## ●算定状況について（介護老人保健施設 ヴィラ大森）

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日） ※令和5年2月より算定開始

（区分）	肺炎		尿路感染症		带状疱疹		蜂窩織炎	
	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
2月			3	26				
3月	1	7	6	37				

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（区分）	肺炎		尿路感染症		带状疱疹		蜂窩織炎	
	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
4月			4	17				
5月			5	47				
6月			5	35	1	5		

(区分)	肺炎		尿路感染症		带状疱疹		蜂窩織炎	
	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
7月			6	42				
8月			2	12				
9月			5	35				
10月			6	42				
11月	4	30	3	21				
12月	1	8	1	7	1	7		
1月			4	19	2	14	1	7
2月								
3月	1	10	2	12				